#### 西都市地域生活支援拠点等整備に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者及び障害児(以下「障がい者等」という。)の高齢化、重度化及び「親亡き後」に備え、障がい者等の生活を地域全体で支える体制を構築するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、地域生活支援の拠点や体制(以下「拠点等という。」の整備を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)において使用する用語の例による。

### (拠点等の機能)

第3条 拠点等は、次に掲げる機能を備えるものとする。

#### (1) 相談

コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯に対して必要なサービス のコーディネートや相談等を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障がい者等の状態変化等による緊急時の受け入れ及び関係機関への連 絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の 構築等を行う機能

(6) その他

前各号に掲げるもののほか、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた機能

## (実施主体)

第4条 拠点等の機能を担うことができるのは、次に掲げる事業者とする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設、同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (2) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法 第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

# (事業所の登録等)

- 第5条 前条各号に掲げる事業者は、事業所において拠点等の機能を担おうとするときは、 西都市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に、拠点等の機能を担う事 業者であることを規定した運営規程の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
- 2市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、西都市 地域生活支援拠点等事業所登録決定(却下)通知書(様式第2号)により、申請者へ通 知するものとする。
- 3市長は、拠点等の登録を行った事業者(以下「登録事業者」という。)について、名称、 所在地、法人名、連絡先、担う機能及び事業内容の公表を行うものとする。
- 4登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、速やかに西都市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第3号)に当該変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (拠点等の機能の廃止、休止及び再開)

第6条 登録事業者は、拠点等の機能を廃止し、又は休止するときは、その1月前までに、再開したときは再開後10日以内に、西都市地域生活支援拠点等事業所(廃止・休止・再開)届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

#### (記録及び調査)

第7条 登録事業者は、拠点等の機能に係る事業(以下「事業」という。) について記録 し、市から当該記録の提出を求められた場合は、当該記録を提出するものとする。

#### (遵守事項)

第8条 登録事業者は、障がい者等の意思及び人格を尊重して、常にその立場に立った支援に努めなければならない。

- 2登録事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視し、市、他の事業者その他の保健医療 サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 3登録事業者は、事業の実施に当たっては、障がい者等の権利擁護に十分留意しなければ ならない。
- 4 事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報 を漏らしてはならない。

# (登録の取消し)

- 第9条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により第5条第2項による登録を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げるいずれの機能も担っていないと判断されたとき。
- (3) 法第36条第3項各号又は児童福祉法第21条の5の15第3項各号のいずれかに 該当するに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

#### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の登録のために必要な手続きその他の行為は、この要領の施行の日前において も行うことができる。

# 西都市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

西都市長 様

申請者所在地(設置者)名 称代表者電話番号

西都市地域生活支援拠点等整備に関する要領第5条第1項の規定により、関係書類を添 えて申請します。

フリガナ								
事業所名称								
事業所種別	事業所番号							
事業所の所在地	(〒 − )							
事業所連絡先	電話番号	F			番号			
	メールアドレス				•			
	□ (1) 相談 □(6)その他 ( )							
拠点事業として	□ (2) 緊急時の受け入れ対応							
担う事業	□ (3) 体験の機会・場							
担ノ事未	□ (4) 専門的人材の確保・養成							
	□ (5) 地域の体制づくり							
開始予定年月日	年 月 日							
添付書類	□ 指定事業所であることを証する書類の写し							
	□ 運営規程の写し							
	□ 運営規程の変更届出書の写し(県へ提出した物の写し)							
	□ その他(			)				

西福指令 第 号 年 月 日

様

西都市長 印

西都市地域生活支援拠点等事業所登録決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった西都市地域生活支援拠点等整備に関する要領第5条第 2項に規定する事業所の登録について、次のとおり通知します。

フリガナ							
事業所名称							
事業所種別			事業所番号				
事業所の所在地	(〒 − )						
事業所連絡先	電話番号	_   		F A	AX番号		
<b>并</b> 水/// 左/帕/II	メールアドレス						
	□ (1) 相談						
	□ (2) 緊急時の受け入れ対応						
拠点事業として担	□ (3) 体験の機会	• 場	<u>1</u>				
う事業	□(4)専門的人材	の確	[保・養成				
	□ (5) 地域の体制づくり						
	□ (6)その他(				)		
登録年月日	年 月 日						
備考							

# 西都市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

西都市長 様

 届出者
 所在地

 (設置者)
 名 称

 代表者
 電話番号

西都市地域生活支援拠点等整備に関する要領第5条第4項の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

		フリガナ	
		事業所名称	
登録内容を変		事業所種別	
更し	た事業所	事業所番号	
		事業所の所在地	(〒 − )
変列	更事項		変更内容
1 申請者(設置者)の名称		者)の名称	(変更前)
申請者(設置者)の主たる事業所の		者)の主たる事業所の	
2 所在地、連絡先		絡先	
3 代表者の職・氏名、住所		・氏名、住所	
4 事業所名称			(変更後)
5 事業所所在地、連絡先		地、連絡先	
6 その他			
変更年月日			年 月 日

西都市地域生活支援拠点等事業所(廃止・休止・再開)届出書

年 月 日

西都市長 様

 届出者
 所在地

 (設置者)
 名 称

 代表者
 電話番号

(廃止・休止・再 開) する事業所	<b>名称</b>					
	所在地					
	事業所種別 · 番号					
登録を受けた年月日	登録を受けた年月日		月	日		
(廃止・休止・再開) した年月日		年	月	目		
(廃止・休止・再開)した理由						
(廃止・休止)の場合においては、現						
に拠点事業にて受け入れている者に対						
する措置						